

この「広報ひこね」は48,000部作成し、1部当たりの単価は8円(1円未満切り捨て)です。ただし、原稿作成・編集などにかかる職員の人件費は含まれていません。

「まちづくりの基本ルールを考えた みんなの集い」を開催しました

2月7日(土)にひこね市文化プラザメッセホールで、「まちづくりの基本ルールを考えるみんなの集い」を開催し、約200人に参加いただきました。

この集いでは、彦根市にとって「まちの基本ルールとなるものが必要だろうか」「つくるとしたらどんなルールを定めるのだろうか」ということについて、いっしょに考え、ご意見をいただきました。

企画・運営を行ったのは昨年6月に設置された、市民やNPOなどさまざまな人が集まった「彦根市まちづくり基本条例検討委員会」のメンバーです。まちづくり基本条例は「決めかた」「やりかた」など、自治体の運営の基本ルールを地域自身が定めるものです。検討委員会は、月2回程度の会議で議論を重ねてきました。

「みんなの集い」では、メンバーが自ら寸劇を行い、検討委員会のコーディネーターである、龍谷大学法学部の土山希美枝准教授の解説を交えながら、検討委員会で話し合ってきたことを報告しました。今回、このフォーラムで報告した内容の一部をお知らせします。問い合わせ先 まちづくり基本条例検討委員会事務局(囲まちづくり推進室)
☎30-6117番、FAX22-1308番、Eメール:machizukuri@city.hikoneshiga.jp

第1部 まちづくりって何？

まちづくりについて、いくつかの事例を紹介したあとに、参加者が行っている、まちづくりについてもお話いただきました。

土山先生からは、「まちづくりは、私たちの身近な暮らしのなかで、ひとりでは解決できないみんなの課題をいっしょに、取り組んでいくことです。まちづくりには自治体が担う領域もあれば、市民の自由な活動領域もあり、さらに、市民と自治体が連携・協力してできる領域もあります。いっしょにできる領域に市民が関わっていくことが、まちづくりに参加することです。」という解説がありました。

第2部 検討委員会の議論を紹介 彦根市の問題って？

市民と行政の間にミツ(距離)があるという意見があり、その距離を縮め



参加者に基本条例が必要かどうか尋ねる
検討委員会メンバー

るためには、市民の創意工夫が生かされる仕組みや、その前提として情報共有できる仕組みが必要との提案がありました。これらを基本条例でどのように定めることができるのかを、参加者を交えて話し合いました。

第3部 徹底討論！基本条例は必要？それとも不必要？

検討委員会で実際に行った、基本条例が必要かどうかのディベート形式の議論を紹介しました。

検討委員会の結論は、「基本条例は必要」となりました。

理由は、市民と行政との距離を縮めるためには、市の意思決定に市民が参加できる仕組みや、行政運営のあり方、市民・行政・議会の役割を明確にすることが必要だからです。

そして、これらのルールを具体的に条例として定めて、市民に明示することで、実効性が高まり、その時々

の市民の問題意識や課題に対応できるのではないかと、ということをお話し合いました。

第7回検討委員会のお知らせ

検討委員会では、みんなの集いでいただいた意見を踏まえて、最終の報告書としてまとめ、3月中に市に提出する予定です。検討委員会の詳細は彦根市ホームページでお知らせしています。
日時 3月19日(木) 午後7時30分～9時ごろまで
場所 ひこね市文化プラザ第2研修室

内容 報告書の作成
※検討委員会はだれでも傍聴できます。傍聴を希望する人は、当日会場までお越しください。

参加者からこんな意見をいただきました！

◆基本ルールをつくることは、まちづくりの未来のためにも、市民・行政の共通理解のためにも必要だと思いました。ただ、この条例にどのような方法で市民の意見を取り入れていくのが問題です。

◆市民自らがやらなければならないことは分かるのですが、個人それぞれに事情があり、参加できない人もいます。この集いで、彦根の元気、市民の元気が大切だと思

